

笛吹市教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

会議名：令和6年度3月定例会

開催日：令和7年3月6日

開会時間：午後2時00分

閉会時間：午後4時33分

開催場所：笛吹市役所市民窓口館302・303会議室

2 出席及び欠席委員の氏名

出席者：教育長	望月 栄一
教育長職務代理	高野 仁美
教育委員	加賀美 公人
教育委員	鎮目 由美子
教育委員	押山 栄子
欠席者：教育委員	三井 久美子

3 委員及び傍聴人を除く議場に参加した職員の職氏名

出席者：教育部長	太田 孝生
教育総務課長	手塚 克巳
学校教育課長	久保田 雄
学校教育課指導主事	日原 博人
学校教育課指導主事	橘田 昌樹
生涯学習課長	荻原 昭
文化財課長	角田 幸侑治
図書館長	松本 京子
教育総務課総務担当	田中 政人
〃	宮澤 真郁

4 他部署より出席した長及びその事務局部の職員の職氏名

出席者：なし

5 教育長等の報告の要旨

教 育 長：2月7日から3月6日までの事業報告

教育総務課：2月12日から2月21日までの事業報告

学校教育課：2月7日から3月6日までの事業報告

生涯学習課：2月17日から2月26日までの事業報告

文化財課：2月6日から3月2日までの事業報告
図書館：2月6日から3月1日までの事業報告

6 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

7 議会に付した議案、議事の概要、議決事項

報告第9号：令和7年笛吹市議会第1回定例会の報告について

太田部長：資料に基づき説明

報告第9号：全員了知

議案第10号：笛吹市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

手塚課長：資料に基づき説明

議案第10号：全員了知

議案第11号：笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策
補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

手塚課長：資料に基づき説明

議案第11号：全員了知

議案第12号：笛吹市通級指導教室設置要綱の一部を改正する要綱について

久保田課長：資料に基づき説明

議案第12号：全員了知

議案第13号：笛吹市通学バス管理運営規則の一部を改正する規則について

久保田課長：資料に基づき説明

加賀美委員：八代小学校のこの区間は、自身も校長でいたためわかる。保護者から朝も帰りもという要望があったが、子供たちの通学路の安全確保ということで大変有効で、よい改正をしてもらったと感じている。ちなみに、八代以外の他の地区は大丈夫なのか。

久保田課長：昨年、御坂地区も変えた。他については要望が出てきそうなどころがあるが、そちらについてはこれから検討していく。

議案第13号：全員了知

議案第15号：笛吹市通学バス運営委員会規程の一部を改正する規程について

久保田課長：資料に基づき説明

議案第15号：全員了知

*説明の都合上、議事の順序を変更。

議案第 14 号：笛吹市通学バス運営に関する細則の一部を改正する細則について

久保田 課長：資料に基づき説明

議案第 14 号：全員了知

*説明の都合上、議事の順序を変更。

議案第 16 号：笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱及び笛吹市
特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱について

久保田 課長：資料に基づき説明

議案第 16 号：全員了知

議案第 17 号：笛吹市立の小中学校に就学すべき者の指定に関する規則の一部を改
正する規則について

久保田 課長：資料に基づき説明

議案第 17 号：全員了知

議案第 18 号：笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の
一部を改正する要綱について

久保田 課長：資料に基づき説明

押山 委員：今まで関東大会や全国大会の場合、お金を 1 回払ってから戻って
くるまでにだいたい 3 か月くらいかかっていた。全国大会になると 10
万円以上の出費があったが、概算払いになるとどのくらい早くなる
のか。

久保田 課長：実際、大会への出場決定から大会の日までの期間が短いという中で、
概算払いを取り入れても、押山委員の指摘があったように支払いま
でに長く時間がかかる場合も当然ある。ただ大会の日が早くわかっ
ている場合は、この概算払いを使うことによって速やかにできる。
全部が解消されるというわけではない。

議案第 18 号：全員了知

議案第 19 号：笛吹市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則について

荻原 課長：資料に基づき説明

議案第 19 号：全員了知

議案第 20 号：笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱に
ついて

荻原 課長：資料に基づき説明

議案第 20 号：全員了知

議案第 21 号：笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

萩原課長：資料に基づき説明

議案第 21 号：全員了知

議案第 22 号：笛吹市指定無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

角田課長：資料に基づき説明

議案第 22 号：全員了知

議案第 23 号：期間の延長に関する要綱の一部改正について

手塚課長：資料に基づき説明

議案第 23 号：全員了知

議案第 24 号：笛吹市立小中学校指定校変更認定基準及び区域外就学認定基準の見直しについて

久保田課長：資料に基づき説明

鎮目委員：例えば一宮に居住していて石和に引っ越しをした場合、中学生であれば自転車で一宮の学校に通えてしまうと思う。保護者が指定校の制度を知らずに一宮中学校に行かせ続けてしまうということはないのか。指定校が変更になる旨の通達は市から行くのか。それとも保護者が自ら申請しないといけないのか。

久保田課長：今の例でいえば、住所地が変更となる。市役所で住所変更の手続きをする際に、学校教育課にも寄ってもらい、指定校をどうするかの話を行う。

押山委員：155 ページの「5 教育上の配慮」で、身体の虚弱又は心身に障害のある方の認定期限が「必要な期間」となっている。これは無期限というか、卒業までそのような状態にあっても必要な期間ということであればよいということか。

久保田課長：こちらは色々な場合が想定されると思う。身体の虚弱というところでいくと、例えば車いすを使用している子がエレベーターのない学校からある学校に行きたい場合、車いすを使用している限りはずっとその状態が続くので、それが解消されるまでということになる。押山委員の指摘のとおり、ほとんどの場合がそのままということが多いと思う。ただ、病気によっては治って解消されるという場合もあるので、このような書き方となっている。

押山委員：その場合は病院の診断書が必要なのか。

久保田課長：申請書類のところに書いてあるとおり、医師による証明書等として
いる。これまでは診断書をもらっていたが、お金もかかるということ
で、お金のかからない証明書でもよいというようになっている。

議案第 24 号：全員了知

議案第 25 号：史跡甲斐国分寺跡整備基本計画について

角田課長：資料に基づき説明

加賀美委員：私も先日まで博物館で行っていた展示や現地を見させていただいた。
あそこに 60 メートルくらいの五重塔があったということを想像す
るに、もちろん復元はできないが、例えばあの一帯をCG化するこ
とは可能か。また、それをできるだけ資料は残っているのか。予
算もかかることなので、できるできないはあると思うが伺いたい。

角田課長：今の質問は、資料が残っているかという話か、それとも整備自体が
整えられるかという話か。

加賀美委員：整備をしながら、こういうものが建っていたのだろうというところ
までCGで復元できるか。要するに見に行っただけの方々がこういうもの
だったのかとイメージができる、先ほど景観も含めてイメージ化と
いう話があったが、まさにイメージができるところまで可能かどう
かということである。またそこまでの資料があるのかも含めて
伺いたい。

角田課長：先ほどお話ししたとおり、国分寺というのは全国に 60 カ所くらい
あったらと言われており、50 カ所くらいが見つかっている。そ
ういったところの資料をいただき、こちらの方もどのへんにあつた
かということがわかっているの、そういうものを合わせると規模
的なものなどだいたい想像がつく。それをどのように表現するかと
いうと、今言っているCGやそこにあつたことを示すような掲示板
などがある。QRコードを読み取って、空間にかざすと画像が出て
くるARというのものもあるが、やっている自治体に聞くと更新費用が
ものすごくかかるという話があった。色々な自治体が行っている整
備の内容を見ながら、うちではどの方法がよいのかを検討していく。

議案第 25 号：全員了知

8 教育長が必要と認める事項（議事資料）

なし

笛吹市教育委員会 教 育 長 _____

教 育 委 員 _____

教 育 委 員 _____

作 成 職 員 _____